

令和5年第7回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和5年7月25日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時05分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：月岡 颯空							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>ただいまから、令和5年第7回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第2 第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、5番 町田委員、6番 松本委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、月岡君を指名いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、多少草が生えていましたが、違反等もなく適正に管理されておりました。 譲受人は主に水稻やイチゴの栽培をしており、農業用機械は軽トラック1台、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、フォークリフト1台を所有しているとのこと。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>農地を手放したいと考えていた渡人と、相対で申請地を借り受けていた受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	原口委員	<p>申請地にはパイプハウスが2棟ありまして、受人のトラクターなどが置いてありますが、以前から受人が借りて使っていますので問題はないと思います。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第22号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第22号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続けて2番の審議に入りたいと思いますが、2番 原口委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔原口委員退室〕</p>
	議 長	<p>それでは、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>須川推進委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>申請地の現況については、耕作している様子は確認できませんでしたが、保全管理はされているようで、違反等は確認できませんでした。</p> <p>譲受人は町から青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」で、主に梅やレモンの栽培を行っていく計画となっております。</p> <p>農業用機械はトラクター1台、管理機2台、2tトラック1台、軽トラック1台所有しているとのことです。</p> <p>農地を手放したいと考えていた渡人と、農地を取得したいと考えていた受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。適正に管理されています。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第22号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第22号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>審議が終了しましたので、原口委員の退席を解きます。</p> <p>〔原口委員入室〕</p> <p>第22号議案2番については、許可することで結審しましたので報告します。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。 申請地は、旧神川西部土地改良区による県営圃場整備事業の実施区域内になります。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、作付けはされておりましたが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。 農地区分は農振農用地区域内にある農地、いわゆる青地農地になります。青地農地の転用は原則許可されませんが、本案件は八高線の橋梁工事に係る一時的な仮設工作物等の設置であるため、農地法施行令第11条第1項第1号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われます。 譲受人は東京都〇〇区に本社を構える法人で、〇〇株式会社から工事を請け負った〇〇支店が八高線の橋梁洗堀対策工事を施工するにあたり、工事に必要な資材や作業員の待機所用地として申請地を利用する計画での申請となります。詳しくは12ページの土地利用計画図をご確認ください。 なお、申請にあたり、土地改良区と調整済で「支障なし」の意見書が添付されております。 また、一時転用に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。 説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	藤牧委員	特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤委員	<p>一時転用の転用期間は3年以内だったと思いますが、この案件は3年以内なので良いのですが、3年以内とする基準は何かあるのですか。</p>
	事務局	<p>「農地法関係事務に係る処理基準について」という農林水産事務次官依命通知の中で、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間に限定するものとする。」とされております。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に入ります。</p> <p>第23号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第23号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続けて、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書13ページの位置図、14ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、申請地西側の一部が譲渡人の自宅への進入路として使われており、砂</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>利が敷かれておりましたので、農業委員会総会までに原状回復するよう指導いたしました。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可されませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われま</p> <p>譲受人は家族3人で〇〇市内のアパートに居住しておりますが、子どもの成長により手狭であることから、実家に隣接する申請地に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金については金融機関からの借入れで対応とし、住宅ローン事前相談結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	原口委員	特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	町田委員	15ページの配置図と9ページのリストで地番と面積が異なっているようですが、これはどうなっているのですか。
	事務局	<p>大変失礼しました。9ページの資料に誤りがありました。本案件では議案書を作る際にシステム上で分筆の処理をしているのですが、転用する筆と畑として残す筆を誤って逆に選択してしまったようです。地番は〇〇番〇、面積〇〇㎡が正しい数値になります。申し訳ありませんが9ページの地番と面積の訂</p>

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項 その他 閉会		正をお願いします。
	議長	ほかにありますか。無いようなので採決に入ります。 第23号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第23号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	議長	以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。 続きまして、協議・報告事項について事務局よりお願いします。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・2アール未満の農地を農業用施設に供する届出について（大字四軒在家）
	議長	最後にその他になります。事務局よりお願いします。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回農業委員会総会について
議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 お疲れ様でした。	